



美馬郡貞光村絵図

享保十五年（一七三〇）年二月

目

次

文書館を取り巻く最近の情勢	2
古文書の世界「給人より家督相続養子への暇證文」	3
戦後の製糸業関係文書	4
公文書の閲覧とその内規について	5
新発見の「自助社」関係資料	6
整理の窓から	7
文書館のあゆみ	8

吉野川の中流域で一宇・祖谷など山間地域との結節点となる貞光は、早くから町場として発達していました。町筋の道は広げられ川には板橋が架けられ道に沿って茅葺きの屋根ながら家々が立ち並んでいる様子がわかります。また、町の北には吉野川に沿って伊予街道が通り「一里松」が書かれています。

貞光町蔵 104×72 (cm)

第17回企画展
「和田津新田の成り立ち
—栗本家文書より—」

平成11年4月27日～8月1日
小松島市の和田津新田は江戸時代栗本家を中心として開かれました。開発の様子を絵図を中心に紹介します。

第18回資料紹介展
「徳島の統計資料」

平成11年11月2日～平成12年1月30日
統計は、現在と過去のありのままの姿を知るための基礎資料です。徳島を対象とした統計書から紹介します。

第19回企画展
「阿波の絵図パート3」

平成11年8月3日～10月31日
江戸時代の古地図はカラフルで美しい絵のようです。文化文政期に藩内の村々で作られた分間絵図を中心に紹介します。

第19回資料紹介展
「麻名用水の歴史」

平成12年2月1日～4月23日
県内最大級の農業用水・麻名用水は、明治の末、藍から稻作への転換をはかるために建設されました。残された資料により徳島の近代史の一側面を紹介します。

歴史講演会
「地域史に学ぶ」(仮題)

講師

早稲田大学教授

佐々木潤之介氏

平成11年10月16日(土)

文書館を取り巻く最近の情勢 ～情報公開法と国立公文書館法～

館長 逢坂俊男

本年五月七日に情報公開法が成立した。二年後の平成十三年から実施される。

情報公開は地方からはじまつた。昭和五十七年三月、山形県金山町が全国ではじめて「公文書公開条例」を制定、次いで同年十月、神奈川県が都道府県としてははじめて条例を制定した。そして現在では、四七都道府県を含む五八〇団体が条例や要綱を作っている。国が情報公開法を制定したのも時の流れである。

朝日新聞五月八日の社説は、「行政機関と情報を共有することは、国民が政策づくりに積極的に参画する道を開く。情報公開法をいかに上手に使いこなし、民主主義の内実を豊かにしていくか。それこそが、政府、国民双方にとって、これからの大重要な課題と言える。(中略) 国民と情報を共有してこそ、国民主権が実質的に保証され、公平、公正な社会をつくることができる。」といふ。

ただし、すべての情報が公開されるわけではない。文書はあるかないかさえ答えない「存否応答拒否」、そして文書そのものがなくなっている場合すらありうる。不開示情報の例としては、

① 特定の個人を識別できる情報。
② 国の安全や他国との信頼関係が損な

われる外交・防衛情報。

③ 犯罪の予防、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるもの。

不開示に対する不服申し立ては情報公開審査会への申し立て、および裁判所へ非公開不服訴訟を起こすことが可能である。

情報公開法の対象は、現在の行政の文書、現用文書の情報公開である。現用文書の保存期間が終了した文書の取扱いについては、廃棄される文書の中に歴史的文化的価値を有し、将来の世代に残すべきものがある。昭和六十二年十二月に制定された公文書法第四条には「公文書館は、歴史資料として重要な公文書等を保存し、閲覧に供するとともに、これに関する調査研究を行うことを目的とする施設である。」とされている。

平成二年十一月三日に開館した本館についても、徳島県文化の森総合公園文化施設条例第二条では徳島県立文書館の名称その業務について、「1 県に関する歴史的文化的価値を有する公文書、古文書、行政資料その他の資料（以下「文書館資料」という。）を収集し、保存し、及び県民の利用に供すること」（2、3、4略）と同じ目的の施設、公文書館である

ことが記されている。本館ではこれにもとづき、開館以来、平成十年度末までに、県庁およびその出先機関の一、九二一冊の公文書を歴史資料として収集している。うち完結後三〇年を経過した公文書について、原課と相談しつつ、本年四月一日より、一般の閲覧に供している。

先だっての六月八・九日、東京で開催された都道府県・政令指定都市公文書館長会議において、高岡国立公文書館長は、公文書館の今後の重要な問題として、

① 情報公開法への対応
② 国立公文書館法への対応
③ 独立行政法人化への対応

があると指摘された。
①については、公文書館における公文書の公開が情報公開法の延長にあるのか、もしくは非現用文書として全く別に取り扱われるべきものなのかどうか。

また公文書館において重要な価値をもつ公文書とはいかななるものかを専門家が客観的に判断し、その判断を優先させて公文書の収集をはかつてゆく仕組みや方法を作っていく課題。

この国立公文書館法の成立は、これまで二六都道府県と四政令指定都市に設置されているにすぎない公文書館の設置に拍車がかかると思われる。

国立公文書館は内閣府に属しながらも館長が全責任をもつ独立行政法人となる予定である。都道府県等の文書館はやはり行政の一部門として歩むことであろうが、今後は、国立公文書館の動向をにらみながら運営していくことであろう。

すでに一〇年の歴史をもつ本館の実践が如何に先駆的なものであつたか。この間奉職され、現在を作つて来た先輩館員の試行錯誤の努力、そしてそれを見守つて来た県政の決断と先見性を思うが、今後のみならず、本館の発展と県民その外への公共サービスの徹底をはかつてゆくことが本館職員の使命であるとつくづく思う。

・利用に供している。

朝日新聞六月三日号に「問題多い国立公文書館法案」という記事があり、「各省庁が保管している「現用文書」よりも、保有期限が切れて国立公文書館に移管された「非現用文書」の方が、公開度が低くなりかねない。」という危惧も語られている。

六月十五日夕、「国立公文書館法」は成立し、二年以内に施行されることとなるが、すでにのべた「非開示基準があいまい」「不服審査期間がない」など、情報公開の流れに逆行しているという声もある。がこのことにより国立公文書館の公文書も、内閣や各省庁さらに裁判所、国会文書を含め、保存・公開されることとなつた。

この国立公文書館法の成立は、これまで二六都道府県と四政令指定都市に設置されているにすぎない公文書館の設置に拍車がかかると思われる。

国立公文書館は内閣府に属しながらも館長が全責任をもつ独立行政法人となる予定である。都道府県等の文書館はやはり行政の一部門として歩むことであろうが、今後は、国立公文書館の動向をにらみながら運営していくことであろう。

すでに一〇年の歴史をもつ本館の実践が如何に先駆的なものであつたか。この間奉職され、現在を作つて来た先輩館員の試行錯誤の努力、そしてそれを見守つて来た県政の決断と先見性を思うが、今後のみならず、本館の発展と県民その外への公共サービスの徹底をはかつてゆくことが本館職員の使命であるとつくづく思う。

公文書の閲覧とその内規について

副館長 石塚 弘三

本館では、平成十一年四月一日より、廃棄決定公文書（文書館所蔵公文書）の県民等への一般閲覧を実施しています。

このため、平成九年度から「徳島県立文書館協議会」で協議を行い、さらに平成十年度、教育委員会とも協議を行い、「公文書閲覧システムに関する事務取扱内規」を定めております。これにもとづいて公開にあたることになりました。以下はその内容です。

公文書の閲覧システムに関する事務取扱

第3条 内規

（趣旨）

この内規は、徳島県立文書館（以下「文書館」という。）が、収集し、保存している完結後二〇年経過した公文書を、学術研究及び一般調査等の資料として閲覧に供する場合、文書館利用規程（以下「利用規程」という。）及び文書館利用要領（以下「利用要領」という。）に定めるものその他、その事務取扱いの基準及び事務手続等について必要な事項を定めるものとする。

（目録の作成）

第2条

公文書の閲覧事務の効率化を図るために検索手段として、次の目録を作成するものとする。

1 冊目録

2 薄冊に綴じ込まれている公文書の名目録

（閲覧の基準）

- (1) 公文書のうち、主務課長から一部開の指示のあるもの。
- (2) 公文書のうち、主務課長から一部非公開の指示のあるもの。
- (3) ただし、前各号については、館長がその理由に該当しなくなつたと認めるときは、一〇年毎にその見直しを行ふものとする。

別表 閲覧制限に関する基準

区分	項目	内容
1 閲覧に供することにより、特定人に不当な利益又は損害を与えるおそれのある公文書	1 個人の氏名・生年月日・性別・住所・出身地・家族等を含む個人の基本的属性に関する情報を記録するもの 2 個人の職歴・病歴・収入・資産・思想・信条・心身の状況等に関する情報を記録するもの 3 その他個人の私生活上のプライバシーに関する情報を記録するもの 4 職員の任用・給与勤務条件・服務などに関するもの 5 法人等及び個人事業主が円滑な事業活動を営む上で重大な阻害要因となるおそれのある情報を記録するもの	例 戸籍（除籍）謄抄本
2 閲覧に供することにより、公共の安全及び利益を損なうおそれがある公文書	1 秘密文書とされているもので閲覧に供することにより県及び県関係機関の行政運営に著しい支障を生ずるおそれのあるもの 2 県と国等との信頼関係を著しく損ない、県の行政運営に著しい支障を生じるおそれのあるもの	1 法令上の秘密とされる情報（個人情報を除く）を記録するもの 2 秘密文書とされていたもの
3 整理中・補修中のもの及び特に破損のおそれのある公文書	1 整理中のもの 2 補修中のもの 3 損傷のはげしいもの	

4 館長は、前2項の規程にかかわらず、次に掲げる公文書は、閲覧に供しないものとする。

(1) 法令又は、通達等により公開することを禁じられている文書。

(2) 別表の閲覧制限に関する基準に該当するおそれがあると認められる情報が記録されている文書。

（非公開文書の審査）

前条第4項により、閲覧に供しない文書を決定する場合は、館内に審査会を設けてその内容を審査するものとする。

第4条 1 審査会は、館長が開催し、正規会

2 審査の結果

この内規は、平成十一年二月一日から施行する。

附則

この内規は、平成十一年二月一日から施行する。

3 審査後の処置

（1）審査の結果、利用制限をするべき部分があれば、当該部分を紙で覆いものとする。

（2）審査の結果、利用制限をするべき部分をもつて構成し、その過半数以上をもつて決定する。

（3）審査の結果、利用制限をするべき部分をもつて構成し、その過半数以上をもつて決定する。

員をもつて構成し、その過半数以上をもつて決定する。

戦後の製糸業関係文書

— 閲覧公開された公文書の中から —

金原 祐樹



徳島県立文書館では、平成十一年四月一日から、職員長年の念願であった県庁公文書の閲覧公開を始めることになった。自治体が作る文書館は、公文書館法に基づいて作られているが、この法律で「公文書」とは地方公共団体が保管する、(徳島県では徳島県が保管する)公務員が職務を遂行する過程で作成する文書全体を指している。しかし、収蔵庫の物理的な問題から年間数千冊のペースで生み出され廃棄され続ける公文書全てを保存することは不可能に近い。そのためそれらの公文書の中から、歴史的文化的価値のあると認められる公文書を選別して残すことになる。つまり文書館は、単に古いものを置いておくための機関な

つても記録として残らない可能性がある。そこで先日ついに情報公開法が成立したが、その法律の中で公文書を取り扱う例外機関として、「国立公文書館」が明記されたことは画期的なことと言える。それは、情報公開法を歴史的な視点から補う機関として「公文書館」が認知されたことにほかならないからだ。

情報公開法が、主に現用の公文書を対象にしてさまざまな制度(公文書公開までの手順や不服審査など)を整えているのに対しても、一定の年限を経過したものの公開を原則(人権に関わる資料や補修で必ず公開する)とし、現物を一元的に管理して、ほとんどの場合その場で即時閲覧をさせる文書館は、情報公開による情報公開とは使い勝手が全く違う。文書館の公文書閲覧は、情報の宝庫である行政が作成した公文書を様々な調査研究などのニーズに対応して、簡単に、いつでも、誰でも、何度も利用することを保証する仕組みなのである。

今回徳島県立文書館が公開した公文書は、昭和四十一年以前のわずか一五一冊の公文書に過ぎない。しかし、今は小さな一步でも、今後年々その公開数は増加したこうした制度を根付かせていくために

のではなく、徳島県の歴史的文化的な価値のある公文書を、県で産み出される公文書全体の中から選んで残すという積極的な役割のある機関なのである。そこで

選別されなければ、県の重要な事業であつても記録として残らない可能性がある。

も、是非幅広く利用していただきたいものである。

こうして公開された公文書の中から、農林水産部園芸農産課が管理していた養蚕・製糸関係の公文書を紹介する。

平成七年三月三十一日当時の流通園蚕課が改組されて、園芸農産課ができることになり、県庁の課から「蚕」の字が消えることになった。養蚕・製糸は、明治後期以降、大正・昭和初期と徳島で最も盛んであった産業のひとつであり、「徳島県統計書」によれば、昭和八年には養蚕戸数約三万八千戸・桑畠面積約九千七百ヘクタールと頂点を迎え、昭和二十五年には養蚕戸数約一万四千戸・桑畠面積約二千八百ヘクタールとピークを過ぎていることがわかる。現在(平成九年度)では、養蚕戸数三百十七戸・桑畠面積二百三十七ヘクタールとなっている。こうした状況に応じて、県庁の中においても第二次世界大戦直後にはまだ蚕糸課という独立した課が置かれていた。

今回公開された公文書の中に、蚕糸課が作成した養蚕・製糸に関する公文書が三冊ある。このうち製糸業法に関する公文書二冊(K9200142・K9200145)を紹介する。この中身の大半は、製糸工場の免許・許認可に関するもの公文書である。昭和十六年の日本油脂株式会社の織維部徳島工場の認可申請書を始めに、昭和三十九年の筒井製糸(株)の機械設置の届け書きまで百三十六の件名に及んでいる。中に綴り込まれている

「製糸業法施行について」などの文書を見ると、製糸業者は農林大臣に対しても事業の開始から廃止にいたるまで様々な届出の義務があった。この義務に沿つて文書が作られ、この簿冊に納められていつたことがわかる。

特に興味深いものは、戦時中の国策会社である日本蚕糸製造株式会社の解体に伴う数件の文書である。この簿冊にはまず昭和二十年十一月県の農務課によって作成され、農林省蚕糸局長に送られた製糸工場復元計画書、昭和二十年十二月十七日農林省次官が徳島県知事宛に出した合衆国最高司令部の指示による日本蚕糸製造株式会社の解体を伝える文書、翌年一月製糸業法に基づき解体に伴つて復元された各工場に製糸業免許を交付する過程の文書などが含まれている。この時復元された工場は、筒井産業株式会社鴨島工場・脇町工場、片倉製糸株式会社鴨島工場、帝国織維株式会社藏本製糸所の四ヶ所であるが、どれも徳島県を代表する製糸工場である。認可を受けるために各工場は申請書を提出しているが、その中には機械の購入計画や生産計画から工場の図面まで含まれており、当時の製糸工場の概要を知るために、また戦後の復興過程を知るために貴重な資料といえるだろう。

この二冊の簿冊には、戦後徐々に衰退していく徳島県の大きな製糸工場の歴史的な過程が詰まっていると言つてよいだろう。衰退した産業だからこそ、今歴史的に見直していく必要があるのでないだろうか。

一片の書類から

田神 泰男

昨年五月前任者I氏からの引継を受け、徳島県立文書館での私の仕事が始った。県庁、県出先機関で廃棄処分された書類の収集と整理、それに加えて麻名用水土地改良区、町村合併施行以前の那賀郡立江町、坂野町、勝浦郡小松島町、小松島市の総数およそ一万件の書類整理を終えたのが今年の三月であった。

これらの書類は歴史的、文化的価値のあるものとして保存していく貴重な資料であるが、百有余年の間に付着した埃は相当なもので作業中は常に鼻炎に似た症状に悩まされた毎日であった。

ある日T町の書類を整理していると一片の通知文書が目についた。それは昭和十八年十月二十七日徳島県内政部長から各市町村長にあてたものであり、文面は次のように書かれていた。「戦局日二苛烈トナリ兵器弾薬ノ消耗亦激甚ニシテ物的の増強愈々急ナルトキ（以下略）」とあり次に軍需装備品の値段が書いてあった。

一、飛行機（重爆）三五万円

二、砲及銃（重砲）五万五千円

三、戦車（中戦車）十五万円

四、弾薬（爆弾二五〇キロ）六百円

参考のためにT町のこの年の予算額を調べてみると当初予算で五万五千四百五拾円であった。

軍需装備がいかに高額なものであるかに驚くと共にその負担に当時の国民がどう

文書館だより

んなに苦しんだことがいかに尊いものかと改めて感じながら、目録に記載し収蔵箱に収めた。

平和ということがいかに尊いものかと改めて感じながら、目録に記載し収蔵箱に収めた。（文化推進員）

正確な情報を整理に

（文化推進員）

谷 恵子

私は古文書の整理作業をしています。

今度、藍住町木内家の文書整理を終えました。いつものことですが、整理する家の文書に、だんだんと愛着が沸いてきて終わる頃には親しい知人のような気がします。

今日は、山川町の高見家文書の整理をすることになりました。新しい家の文書の中に、他の家の文書の中に出できた人の名前を見つけると、親戚の人たちに逢ったような気がして、懐かしくうれしくなります。

これまで、あちこちの家の文書を整理して思うのですが、文書群には、ひとつひとつの家特有のものがあるのと同時に、時代の波のうねりなど、どの家にも共通しているものがあるようです。また、どの家でも文書が多く残るのは、家業が大変な時が多いように思います。

整理を終えた文書が、早く出来るだけ多く公開され、コンピューターで検索できるようになれば、歴史を調べる方々も調査しやすく、いろいろなことがわかつてくるのではないかと思います。そのため出来るだけ正確な情報を整理項目の中に盛り込んでいきたいと思います。（文化推進員）

公文書担当者となつて

湯浅 桂子

（文化推進員）

私は、収集した公文書の簿冊名や立案文書名をパソコンに入力し、必要な時に簡単に探し出せるよう登録や整理をする仕事を昨年四月より担当しています。

先日、整理した公文書のなかに「水産加工品の品評即売会について」という昭和四十年頃の文書がありました。立案文書と共に、即売会のポスターや会場で紹介した料理の作り方、写真等が綴じてあります。

今日は、山川町の高見家文書の整理をすることになりました。新しい家の文書の中に、他の家の文書の中に出できた人の名前を見つけると、親戚の人たちに逢ったような気がして、懐かしくうれしくなります。

これまで、あちこちの家の文書を整理して思うのですが、文書群には、ひとつひとつの家特有のものがあるのと同時に、時代の波のうねりなど、どの家にも共通しているものがあるようです。また、どの家でも文書が多く残るのは、家業が大変な時が多いように思います。

整理を終えた文書が、早く出来るだけ多く公開され、コンピューターで検索できるようになれば、歴史を調べる方々も調査しやすく、いろいろなことがわかつてくるのではないかと思います。そのため出来るだけ正確な情報を整理項目の中に盛り込んでいきたいと思います。（文化推進員）

竹治貞夫文庫について

日野 善雄

（文化推進員）

県立文書館には、帳面や書簡といった古文書ばかりではなく、多くの古文書籍類も所蔵されています。古文書籍と一口に言つてもその中には、書簡の用例集などの辞書的なものや教科書から「北斎漫画」といった趣味娯楽本など多岐に渡つてお

り、その時代時代の人々の生活をうかがい知る上で貴重な史料です。

これら古文書籍の内で、最近、私が整理に携わったのが「竹治貞夫文庫」です。

本文庫の旧蔵者である竹治貞夫氏は、長年、徳島大学で教鞭を執られ、「近世阿波漢学史の研究」など多数の著書を残されました。竹治貞夫氏は、近世

なぜ、県庁や出先機関で保存期間が過ぎた公文書を保存・公開する必要があるのかと言ふ声を耳にします。徳島県は空襲で戦前の公文書のほとんどを焼失してしまっているので、この四月から公開している公文書も戦後のものばかりです。

確かに昭和二、三十年代の公文書を「すばらしい歴史資料だ」と、目を輝かし閲覧する人はまだ少ないかもしれません。しかし、私達の子や孫そしてもつと先の世代になれば、この公文書の歴史的価値も十分に厚みが増し、現在の古文書にも負けない歴史資料となるのではないでしょ

うか。今はその基礎づくりの段階だと思っています。

これからも県民の皆さんに積極的に利用していただけるよう、工夫を重ねていきたいと思っています。（文化推進員）



新発見の 「自助社」関係資料

立石 恵嗣

この度、文書館ではあたらしく明治期の自由民権運動に関する史料を購入しました。その中心の政治結社であった「自助社」(じじょしゃ)の「結社の大意」(結成趣意書)、国禁の書とされ長らく幻であつた「通諭書」(つうゆしょ)の原本、社長井上高格の演説書や裁判の上告文など十点の史料です。(別表参照)

ところで自由民権運動は、日本が封建社会から近代社会へ踏み出す契機となる最初の政治運動として、日本の民主主義運動史上において重要な意義をもつています。藩閥による有司專制政治に対して、憲法の制定や国会開設を目標にかけ、全国的な広がりを持った政治的運動として画期的な役割を果たしたのです。

徳島においては、明治七年に旧徳島藩士族たちにより「自助社」という政治結社が結成されさまざまな運動を展開しました。明治維新的政権に乗りそなれた徳島の士族たちの威信回復をかけた運動でもあり、土佐の「立志社」とならぶ民権結社として全国的にその名を知られ活動していました。

ところが明治八年、「立憲政体の詔」を独自に解釈して、人民(国民)に啓蒙教育しようとした「通諭書」(つうゆしょ)が明治政府の方針や禁忌に触れることになり、国家存立の基礎を

脅かす重大な国事犯とされて、厳しい取り締まりを受けた。社長の井上高格や賀川純一をはじめ中心人物が禁固刑とされ、通諭書は、国禁の書として、県の布達により徹底的に回収されました。このため明治十一年(一八七八)年自助社は結社からわずか四年たらずで廃社に追い込まれ、徳島の威信回復を目指した最初の自助社の民権運動はあえなく挫折したのです。

このこともあって、自助社の関係資料は一部の基礎資料をのぞきほとんど残されておらず、研究も大きくなつておくれていました。

従来「通諭書」として知られた内容についてはこのようない写本(淡路・菊川兼男写本)や当時の郵便報知新聞に当初された記事などによつており、原本そのものは発見されていなかつたのです。(手塚富雄による)

しかし、通諭書の原本は回収されたものの、民権運動の活動家の間ではバイブル的存在として書き写すなどして密かに読みつがれていたようです。

今回発見された自助社関係史料は、わずか十点にすぎませんが、通諭書の原本をはじめ、貴重な新発見史料も含まれておりその意義は大きいものがあります。

この史料の伝來の経緯は不詳ですが、おそらくは当時の司法か警察関係の人物の手により収集され保管されていたものでないかと推測されます。

この後、徳島の民権運動は前田兵治の阿波自由党や阿部興人の立憲改進党など

◆自助社関係史料

標題	作成者	作成年
結社の大意(自助社)	自助社井上高格ほか8名	1874 明治7年9月
會議開場二付演説	井上高格	1874 明治7年(紀元2534年第12月16日)
自助社會議條例ノ序		1874 明治7年12月26日
自助社通諭書	自助社	1875 明治8年6月
第一條新ニ(明治8年4月14日勅詔解)	不明	1875 明治8年
上告状	自助社々長井上高格	1875 明治8年12月22日
告有志輩箋	洲本自助社	1877 明治10年2月
徳島自助社書類(付札)		
彈例・臺則・諸規則		1870 (明治3年)
對比日本司法警察仮規則佛蘭西治罪		1882 (明治15年)
治罪法審査修正案・実施上不都合アル条件実施手續區々の条件		1883 明治16年

に受け継がれていくことになりますが今回の発見により従来空白であった明治島の自由民権運動をはじめ近代政治史研究の進展が期待されます。

(文書館主査兼係長)

文書館のあゆみ

(平成11年1月～6月)

1月16日	徳島の古文書を読む会合同学習会
22日	公文書館専門職員養成課程後期研修会（国立公文書館）（25日）
25日	予備監査
2月2日	第17回資料紹介展「徳島県人の北海道移住」（～4／25）
26日	全史料協第3回役員会（東京都公文書館）
29日	徳島の古文書を読む会総会
3月3日	大型絵図撮影（名古屋市）
秋田大学渡辺英夫助教授調査に来館	
戸塚誠氏から古文書入門関係図書百冊余寄贈される。	
定期監査	
日本資糧工業（株）から会社資料収集	
県庁廃棄公文書の選別収集（税務課）	
5日	12日
9日	県内高校・県立学校校誌交換会（県立図書館と共催）
12日	シンポジウム「北海道の開拓と徳島県人」開催
15日	小橋靖氏から「塩業関係資料」預かり
4月	第2回文書館協議会
9日	第2回文書館調査員会議
12日	上月家文書資料調査に来館（法政大学・中野教授他5名）（27日）
15日	北海道移住関係資料調査・借用交渉
18日	新館長着任・挨拶
5月8日	文部省徳永保地方課長文化の森視察、来館
11日	第18回企画展「和田津新田の成り立ち」（～8／1）
14日	古文書講座開講（第1回）
17日	文部省徳永保地方課長文化の森視察、来館
20日	北海道移住関係資料調査・借用交渉
23日	第18回企画展「和田津新田の成り立ち」（～8／1）
26日	新館長着任・挨拶
29日	上月家文書資料調査に来館（法政大学・中野教授他5名）（27日）
31日	北海道移住関係資料調査・借用交渉
6月1日	古文書講座（第2回）
4日	文化の森新任者同和問題研修会
5日	古文書講座（第3回）
8日	徳島県博物館協議会総会
11日	第11回都道府県政令指定都市公文書館長会議（東京）（～9日）
14日	古文書講座（第4回）
19日	平成11年度文書館資料調査委員会
22日	平成11年度史料管理学研修会（国立史料館）（～7／23）

写真資料を お寄せください。



とで当時の歴史を再現することができる。また幕府の指

す。また近世では

幕府の指

令によつて作られ

た国絵図

された。写真には一九〇七年（明治四十一年）の徳島城内に建設中の千秋閣を撮影したもの、一九一五年（大正四年）、徳島駅構内に初めて跨線橋（陸橋）が造られた様子を写したもの（木津嘉代子さん寄託）、また一九二一・二二（大正十一・十二）の第十堰旧吉野川への桶門工事の写真などがあります（渡辺善子さん寄贈）。写真は文書資料を補完するとともに、当時の姿をありのままに再現してくれ、歴史的価値が非常に高いものです。最近の歴史学でも、近代以前の写真がない時代、たとえば中世では絵伝・絵巻物・寺社縁起などを、また古文書講座（第2回）で当時の歴史を再現することができる。また幕府の指

す。また近世では

幕府の指

令によつて作られ

た国絵図

をはじめ、郡絵図・村絵図などから当時の情報を多く読みとることができます。古い写真は古文書類と同じく家の整理の時に捨てられてしまう場合が多いのですが、近代の徳島を写した写真は県民の財産として将来に残してゆきたいと考えますので、ぜひ文書館へご一報ください。

▼編集後記

平成12年八月には文化の森開園十周年記念事業の一環として、文書館は、「北海道開拓と徳島の人びと」展を準備中である。ご期待を乞う。
(逢坂)

文書館だより

第13号

平成十一年七月十五日発行
編集兼発行 徳島県立文書館

〒770-1807
徳島市八万町向寺山

文化の森総合公園内
徳島県教育印刷株

印 刷

平成十一年七月十五日発行
編集兼発行 徳島県立文書館